#### 報告第 16 号

# 臨時代理した事件(名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取 扱要領の一部を改正する要領の制定)の承認について

名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取扱要領(平成24年教育委員会告示第1号)の一部を改正する要領の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6年 4月 4日報告

名張市教育委員会 教育長 西 山 嘉 一 名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取扱要領の一部を改正する要領の制 定について

## 1. 改正理由

名張市奨学金条例の一部改正により、貸付奨学金が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2. 改正内容

貸付奨学金に係る規定を整理する。

## 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取扱要領の一部を改正する要領 名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取扱要領(平成24年教育委員会告示第1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正 する。

改正後

(目的)

第1条 この要領は、貸付奨学金(名張市 | 第1条 この要領は、貸付奨学金(名張市 奨学金条例の一部を改正する条例(令和 6年条例第 号。次条第1号において「令 和6年改正条例」という。) 附則第2項 の規定によりなお従前の例によることと された同項に規定する旧貸付奨学金をい う。以下同じ。) に係る償還又は返還に 係る預貯金口座振替納付(以下「振替納 付」という。) の事務取扱に関し、必要 な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
- (1) 取扱金融機関 名張市指定金融機関 及び名張市収納代理金融機関(別に定め る金融機関に限る。)のうち、貸付奨学 生(令和6年改正条例による改正前の名 張市奨学金条例(平成23年条例第4号) 第2条第4号に規定する奨学生をいう。 以下同じ。) が指定した金融機関
- (2) 略

改正前

(目的)

奨学金条例(平成23年条例第4号)第2 条第3号に規定する奨学金をいう。以下 同じ。)に係る償還又は返還に係る預貯 金口座振替納付(以下「振替納付」とい う。) の事務取扱に関し、必要な事項を 定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
- (1) 取扱金融機関 名張市指定金融機関 及び名張市収納代理金融機関(別に定め る金融機関に限る。)のうち、貸付奨学 生(名張市奨学金条例(平成23年条例第 4号)第2条第4号に規定する奨学生を いう。以下同じ。)が指定した金融機関
- (2) 略

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。